

資料 2

大野郡 5 町 2 村社会福祉協議会の合併について

第 2 4 回大野郡 5 町 2 村合併協議会

平成 1 7 年 1 月 2 1 日 午後 1 時 3 0 分 ~

大野町中央公民館分館 大集会室

新市社会福祉協議会発足までのタイムスケジュール

合併協議会

各町村社協

	合併協議会	特記	町村社協	特記
H16.11.16~ H16.11.25			理事会、評議員会	・合併についての承認（理事2/3、評議員の議決）：議案-「合併契約書承認の件」 ・設立事務共同執行者の選任(事務局長) ・設立当初理事の選任（承諾） ・9月末日の財産目録の作成
H16.12初旬	合併契約調印(締結)	各町村社協理事会の議決を受けた後、調印式（回覧による決裁もある）		
H16.11初旬	合併協議会	<定款認可申請書の確認> ・新社協の定款 ・新社協の財産目録（9月末） ・2カ年の事業計画 ・2カ年の予算書	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 第5回合併協議会にて </div>	
H16.11.29~ H16.11.30	合併認可申請書の提出（大分県）	・各社協で合併議決したことを証する書類（10月の理事・評議員会議事録） ・新社協定款 ・合併前社協の財産目録、貸借対照表、負債を証明する書類 ・新社協の財産目録、2カ年の事業計画書、予算書 ・役員となるべき者の履歴書、就任承諾書 ・設立事務共同執行者の選任に関する書類		
H16.12.26	合併契約・協定調印式			
H17.1	合併認可		合併に係る広告、催告（2ヶ月をくだらない）	合併認可のあった日から2週間以内
			理事会、評議員会	・財産目録（認可のあった2週間以内）、貸借対照表の作成（県と県社協で協議）
H17.2	介護保険事業所等の新設手続き	廃止届けと申請同時	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block;"> 法務局と今後調整 </div>	
H17.3	合併協議会	・各種規程の制定		
H17.4	設立登記（2週間以内）	・新社協の定款 ・代表権者の資格を有する書面 ・代表権の範囲制限を証する書面 ・資産総額を証する書面 ・広告・催告をしたことを証する書面	解散登記（2週間以内）	・合併の事由を証する書面（合併後の社協の主たる事務所を管轄する登記所を経由して合併登記と同時に・・・）
新 社 協 発 足				

大野郡5町2村社会福祉協議会の合併に向けた協定項目の調整方針

	合併協定項目	調整内容	確認日
基本協定項目	1 合併の方式に関する事	社会福祉法人三重町社会福祉協議会、社会福祉法人清川村社会福祉協議会、社会福祉法人緒方町社会福祉協議会、社会福祉法人朝地町社会福祉協議会、社会福祉法人大野町社会福祉協議会、社会福祉法人千歳村社会福祉協議会及び社会福祉法人犬飼町社会福祉協議会を廃し、その区域をもって新市社会福祉協議会を設置する新設	H16.6.10
	2 合併の期日に関する事	合併の期日は、新市発足日とする。	H16.6.10
	3 新社会福祉協議会の名称に関する事	新市社会福祉協議会の名称は、社会福祉協議会に新市名を冠するものとする。	H16.6.10
	4 新社会福祉協議会の事務所の位置に関する事	新市社会福祉協議会の事務所の位置は、大分県大野郡三重町大字市場870番地の1に置く。 将来的には、新市社会福祉協議会事務所の位置を新市福祉事務所と同敷地内に共同で整備するよう新市に要望する。また、旧町村社会福祉協議会の事務所については支部として維持していく。	H16.11.15
	5 財産及び債務に関する事	新市社会福祉協議会では、基本財産を¥11,000,000、合併時の必要資金を¥200,000,000とし財産及び債務の取扱については、全て持ち寄ることとする。 新市社会福祉協議会は、持ち寄った財産及び債務により、健全な運営をめざす。	H16.11.15
その他必要協定項目	6 定款に関する事	定款の基本的項目は以下のとおりとする。 1. 事業種目（第2条関係） （1）社会福祉を目的とする事業の企画及び実施 （2）社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助 （3）社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成 （4）（1）～（3）のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業 （5）保健医療、教育その他の社会福祉と関連する事業との連絡 （6）共同募金事業への協力 （7）ボランティア活動の振興 （8）高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）の受託運営 （9）在宅介護支援センター事業の受託運営 （10）居宅介護支援事業 （11）居宅介護等事業 （12）訪問入浴介護事業 （13）デイサービス事業の受託運営 （14）グループホーム事業の受託運営 （15）児童館事業の受託運営 （16）小規模通所授産事業の設置運営 （17）訪問給食サービス事業 （18）生活福祉資金貸付事業 （19）その他この法人の目的達成のため必要な事業 2. 役員定数（第6条関係） 理事 14名 監事 2名 3. 評議員定数（第13条関係） 評議員 29名 4. 会長・副会長の選任方法（第7条関係） 会長 1名 副会長 1名 ともに、理事の互選により選任する。 5. 理事会の議決方法（第11条関係） 議決方法には、直接表決と書面表決があるが、直接表決のみとする。 6. 評議員の権限（第14条関係） （1）予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告 （2）予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 （3）定款の変更 （4）合併 （5）解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。） （6）解散した場合における残余財産の帰属者の選定 （7）その他、この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認める事項	H16.11.15

	合併協定項目	調整内容	確認日
その他必要協定項目	7 事務機構及び組織の取扱いに関すること	「地域福祉圏域（5町2村）」を単位とした支部を新市社会福祉協議会事業の拠点として位置づけ、地域福祉や社協事業を効果的に推進するため、旧5町2村社協の既存の機能を継続して引き継ぎ、住民への福祉サービス提供を低下させないようにする。 新たに主たる事務所として本部を置き、それぞれの支部業務の統括を図る。また、事務局長を中心とした執行体制を確立し、総務部門、地域福祉部門（ボランティア市民活動センター含む）、において企画・調整・指導にあたる。 本部には総務課（財務・人事係、法人運営係）・地域福祉課（福祉活動係、福祉サービス利用支援係、ボランティア市民活動センター）を置き、支部には、それぞれの課の事業を実施する支部員（支部長含む）を設置する。 本部には、統括機能に加え、全市的なセンター機能、支会機能、中央団体事務機能等の基幹的機能を置き、新市における地域福祉の拠点とする。	H16.8.19
	8 役員の選出区分に関すること	役員の選出区分については、次のとおりとする。 <設立当初> 各町村社協の会長1名と各町村社協から選出された1名の理事をもって、14名の設立当初の理事とする。監事については、緒方町社協と朝地町社協から1名ずつ選出する。 <設立後> 理事14名 監事2名 評議員29名	H16.8.19
	9 職員の身分の取扱いに関すること	社会福祉法人三重町社会福祉協議会、社会福祉法人清川村社会福祉協議会、社会福祉法人緒方町社会福祉協議会、社会福祉法人朝地町社会福祉協議会、社会福祉法人大野町社会福祉協議会、社会福祉法人千歳村社会福祉協議会及び社会福祉法人大飼町社会福祉協議会の職員はすべて現行の雇用形態で新市社会福祉協議会の職員として引き継ぐ。 職員の給与については、適正化の観点からその基準を統一し、現在の給与を保障する。職員定数や職員配置については、新市社会福祉協議会における「組織・機構整備方針」に基づき、合併時に調整する。 職員の職名、職階については、人事管理及び職員処遇の適正化から合併時に調整し、統一する。 手当等については合併時までに分類を調整し統一する。	H16.11.15
	10 各種事務事業の取扱いに関すること	5町2村社会福祉協議会が実施している各種事務事業については、新市社会福祉協議会の充実化を念頭とし、従来からの経緯、実情を考慮し、各福祉団体等の意見を尊重しながら、合理化、効率化が図られるよう調整するものとする。	H16.6.10
	11 会費、利用料等に関すること	会費は、一般会費と特別会費の2種類とする。一般会費は、一世帯一口1,000円とする。特別会費は、一口2,000円とし、社会福祉協議会の趣旨に賛同する法人、団体、個人とする。ふるさと会費（会員）については、新市社会福祉協議会で調整する。	H16.8.19
	12 各種募金に関すること	寄付金の取扱いについては現行どおりとする。 災害募金については、現行どおりとするが、徴収方法等については新市社会福祉協議会で調整する。 赤い羽根共同募金については、目安として戸別募金一口500円、法人募金一口1,000円、学校、職域募金については自由募金とし、徴収方法、配分基準については、新市社会福祉協議会と共同募金会新市支会で調整する。 夏季見舞金、歳末見舞金については、歳末助け合い募金に統合する。歳末助け合い募金については、目安として戸別募金200円とし、徴収方法、配分基準については、新市社会福祉協議会と共同募金会新市支会で調整する。	H16.8.19
	13 介護保険事業及び支援費の取扱いに関すること	新市社会福祉協議会において、支援費事業、介護保険事業の実施は下記のとおりとし、以下に留意しながら運営の適正化に務めるものとする。 1. 合併によりサービス水準を維持増進するよう最大限の努力を払う。 2. 規模が拡大することにより、経営の合理化を図る。 3. サービス供給は極力住民に近いところから提供することが望まれるため、現事業所を拠点として事業展開するほか、現状のサービス事業所のサービス供給規模は維持又は拡大を図る。 4. サービス運営規程は合併までに基本的事項について可能な限り統一を図り、事業所申請を行うものとする。ただし、地域の状況や施設の特色に応じ独自性を持たせることが望ましい事業はそれを尊重するものとする。 5. 新市社会福祉協議会では、サービスの質の高い事業所として評価を得るよう努力する。	H16.8.19

合併協定項目		調整内容	確認日
その他必要協定項目	14	<p>福祉サービスの維持継続並びに財源確保に関すること</p> <p>1) 新市社会福祉協議会においては、これまでの住民福祉サービスが低下しないように十分配慮する。 2) 5町2村で実施してきた福祉サービス事業については、各地域の現状を的確につかみ、事業については現行を尊重しつつ、合併以後においても発展的改善の方向を探っていく。 3) 新市社会福祉協議会は、従来までの事業に加えて新規に「地域を活性化する事業」・「ボランティアを支援し養成する事業」・「厚生を目的とした生活福祉事業」の3つの基本事業を柱とし、それぞれの事業を更にきめ細かく選択方式で事業実施する。また、新市全域において『考える社協・躍動する社協』をアピールし、広域的に事業展開を行う。 4) 財源の確保</p>	H16.8.19
	15	<p>新市社会福祉協議会の主な受託事業、補助事業については下記のとおりとする。</p> <p>< 受託事業 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 精神障害者居宅生活支援事業 2 身体障害者小規模通所支援事業 3 家族介護支援対策事業 家族介護教室 4 家族介護支援対策事業 家族介護者交流事業 5 いきいきサロン事業 6 高齢者地域支援体制整備評価事業 7 生きがい活動支援通所事業 8 居宅生活支援費 支援費相互利用制度事業 9 高齢者生活支援事業 外出サービス事業 10 児童館運営事業 11 高齢者生活援助活動事業 軽度生活援助事業 12 身体障害者ふれあい訪問入浴サービス事業 13 高齢者生活支援ハウス 14 高齢者生活支援事業 食の自立支援事業 15 高齢者生活援助活動事業 生活管理指導員派遣事業 16 地域型在宅介護支援センター 17 基幹型在宅介護支援センター 18 要介護認定訪問調査事業 19 ネットワーク事業 20 世代間交流事業(コミュニティ)・老人軽作業所管理 <p>上記、受託により事業を実施する。</p> <p>1) 新市社会福祉協議会は、県及び新市の委託事業の実施にあたっては、関係部署との連携を密にし、事業目的を熟知した事業 展開を行い、事業目的の達成に努める。</p> <p>2) 県及び新市に対しては、新市社会福祉協議会の円滑な事業実施に支障をきたさないよう、財政的支援を要望する。</p> <p>< 補助事業 ></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人件費・運営費 	H16.8.19
	16	<p>公的施設(借地、借施設等含)等の運営管理に関すること</p> <p>町村が所有する施設、設備等であって、その施設、設備等が新市社会福祉協議会に事業遂行を委ねる委託事業・補助事業の活動拠点として活用されるものについては、現行を尊重するものとする。なお、新市社会福祉協議会にあっては、施設、設備等の維持管理・運営の適正化に努めるものとする。</p> <p>【懸案事項】</p> <p>(1) 施設、設備、備品について地域住民主体の非営利組織として、地域の福祉(福利)向上を新市社会福祉協議会で担っていくためにも、老朽化した施設、設備、備品については、今後新市と調整していく。</p> <p>(2) 公用車両について社協所有の公用車両については、年次計画をたて、新市社会福祉協議会において今後整備していく。ただし、町村所有の公用車両については、新市と新市社会福祉協議会で今後調整していく。</p>	H16.6.10

合併協定項目	調整内容	確認日
その他必要協定項目 17	<p>電算システムについての考え方</p> <p>社会福祉協議会の理念として、『住民参加による地域福祉の推進を充実・強化をはかる』、『福祉サービスの基本的理念を具現化する』、『地域福祉をさらに推進する』の柱がある。合併することにより、この柱を失うことは許されない。福祉とは、人が人を援助するもので、この手法（援助要素）については、合併有無にかかわらず、実施する職員の資質向上をはかりながら、推進、強化していく。</p> <p>しかしながら、合併により、これまで行ってきた手続き等の手法（事務要素）については、効率化と経費節減のため、改善、統合、統一する必要がある。事務については、従来の一事務所で行われていた処理を、広範囲で、一極管理の下で迅速に多所に伝達、周知、処理しなければならない。</p> <p>したがって、社会福祉協議会の合併に伴い、これまで町村社協単独で処理されてきた資産管理・財務管理・給与管理・労務管理・介護事業管理について、適正な資産評価のため法人の一本化が必要である。</p> <p>既存システムの統合</p> <p>貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書の統合（仕訳業務の統一、統合）</p> <p>人事交流等発生時の労務管理の統合 給与管理事務の統合（一極集中型） 介護給付費算定のためのシステム統合</p> <p>また、合併する意義として、事務や諸経費節減の効果が求められる。効率化と節減を図るためにも、地域のインフラ設備を利用したグループウェアを導入し、広域ネットワーク（イントラネット）による指揮命令体制の確立を行い、組織力の強化を図りながら、地域福祉の向上に寄与する必要がある。</p> <p>グループウェア導入</p> <p>命令、伝達等の高速化 効率のためのデータ共有 指揮（伝達）体制の構築（回覧機能）</p> <p>上述により、指揮命令体制の一元化と経費を節減しての高速化を行うグループウェアの導入を考える。また、基幹系として従来の業務システム（会計、人事、給与、介護保険事業）についても、適正な資産評価と効率化を考え統一することが必要である。</p> <p>このことにより、基幹業務ソフトの統一とグループウェアの導入をする。</p>	H16.11.15